

社会保険と公的扶助

	根拠法	保険者・保護者	被保険者・被保護者	給付/申請	財源	その他
年金	国民年金法 厚生年金保険法	日本年金機構 (厚生労働省：政府) 年金事務所や市町村へ申請	20～59歳(40年) 第一号：自営業 第二号：会社員、公務員 第三号：二号保険者の被扶養配偶者	65歳以上 現金給付 年金事務所 や市町村	保険料：7割 国庫負担：2割 積立金：1割	
医療	国民健康保険法	都道府県・市町村・特別区 国民健康保険組合(都道府県)	自営業・無職(生活保護受給者ではない)・非正規労働者、同業者	受診時 現物給付 給付手続は 不要	全体 保険料：5割 公費：4割 患者負担：1割強 後期高齢者 公費：5割 後期高齢者支援金 (現役から)：4割 保険料：1割	制度区分別医療費 医療保険 45% 後期高齢者医療給付 35% 患者負担 12% 公費負担(生活保護など) 7%
	健康保険法	全国健康保険協会 (それぞれの)健康保険組合	中小企業 大企業			
	(各)共済保険法	(それぞれの)共済組合	公務員、私学教員			
	船員保険法	全国健康保険協会(船員保険部)	船員			
	高齢者医療確保法	後期高齢者医療広域連合(都道府県ごと)	75歳以上			
介護	介護保険法	市町村・特別区	40歳以上 第一号：65歳以上 第二号：40～65歳で特定の 疾病によるもの	現物給付 市町村へ申請	介護/予防給付(9割) 公費：5割 保険料：5割 自己負担(1割)	介護予防・生活支援総合事業 公費：5割 保険料：5割 包括的支援事業・任意事業 公費：8割 保険料：2割
生活保護	生活保護法	国・地方自治体	生活の困窮に陥った者 (世帯単位)	医療と介護 は現物給付 福祉事務所 へ申請	公費(国：3/4 地方 自治体：1/4)	